

県立病院医療DX推進支援業務仕様書

1 目的

人口減少や高齢化の進行、医師の働き方改革の導入など、地域医療を取り巻く環境が変化する中、各県立病院・診療所（以下「県立病院等」という。）がこれまで以上に医療サービスの質の向上を図りながら、同時に安定的・持続的・効率的な経営を行っていくためには、医療分野におけるデジタルトランスフォーメーション、いわゆる医療DX（以下「DX」という。）を計画的に推進していくことで、デジタル技術を最大限に活用した実務の効率化を図り、限られた医療資源をより患者の対応に集中させていく環境を構築する必要がある。

本業務は、県立病院等の現状・課題の理解、今後導入されるべき具体的な施策に関する企画、それらの優先順位の検討・整理のプロセスを経た上で、DX施策推進のベースとなる「DX施策導入計画」（仮称）を策定することを目的とする。

なお、「DX施策導入計画」（仮称）を策定するに当たっては、民間事業者が持ちうる専門的知見やノウハウを積極的に活用することとし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものとする。

2 業務内容

本事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行う業務の内容は次のとおりとする。

（1）DX施策導入の検討

本業務遂行に当たっては、別添資料「県立病院における医療DX施策の候補案について」をベースに検討を行うこと。

ア DX施策候補案の検討

- ① 県立病院等にヒアリングを実施し、実態及び課題を把握すること。
- ② ヒアリングは本仕様書の目的に掲げる観点から遂行すること。
- ③ 課題整理は県立病院等ごとに行うこと。
- ④ DX施策の導入効果検証を行うこと。
- ⑤ ①～④を踏まえて県立病院等へ導入するDX施策の優先度整理を行うこと。

イ 概算費用の算定支援

- ① DX施策を実施するために必要な要件整理を行うこと。
- ② DX施策実施工程表を作成すること。
- ③ DX施策を実施するために必要な概算費用資料を作成すること。

ウ ヒアリング等の結果、目的を達成するため、ほかに有効な施策が考えられる場合は、発注者と協議の上、ア～イを行うこと。

（2）DX施策導入計画の策定

以下について取りまとめを行い、DX施策導入計画を作成すること。

- ① 共通の候補案における検討結果について

- ② 病院個別の候補案における検討結果について
- ③ 優先度の高いD X施策について
- ④ ③の概算費用
- ⑤ D X施策導入に当たっての留意点について

3 実施期間

契約締結日から、令和7年10月10日（金）まで

4 D X施策導入計画成果品の提出

受託者は次の書類を令和7年10月10日（金）までに提出すること。

- (1) D X施策導入計画成果品、業務報告書（本業務で作成した資料一式）の電子データを格納したC D－R等 1部

5 留意事項

- (1) 委託業務の内容について、細部にわたり取り決める必要が生じたときは、協議の上決定すること。
- (2) 病院等におけるD X推進を含むシステム導入支援・システム監査・事業継続計画策定などの実績を有する担当者を参画させること。
- (3) 個人情報保護法などの個人情報・プライバシー関連法規を理解していること。
- (4) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版～6.0版」「サイバーセキュリティ対策チェックリストならびにガイドライン」に関する知識を有し、同ガイドラインに関するコンサルティング経験・監査経験を有する担当者を参画させること。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。また、発注者から提供を受けた資料については、管理、保管を十分な体制により行うこと。
- (6) 本業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分協議を行うこと。また、受注期間中についても、進捗状況を逐次受託者に報告すること。
- (7) 本業務遂行上で必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。
- (8) 本業務遂行によって生じる権利は、全て発注者に帰属するものとする。